



発行所 社団法人 神奈川県商店街連合会 〒231-0015 横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター3F Tel. 045(633)5184 http://www.kenshoren.com/

発行人 熊沢 昇 発行日 年4回発行 1部:200円/年間:800円 No.321

1面 どうなる? 駐車禁止区域 藤沢市商連、公募アイデア、次々に実現!

2面 お手軽な黒板POPの描き方を、実際に描いて学ぶ 「必ず売りたいイデオシ」商品のPOPづくりマニュアル エコポイント実証実験、横浜市の2商店街で実施

3面 <21世紀のまち・元気なお店>靴のニューウツボ(厚木市) 大型店との共栄の道を模索する賛助会員・推進員会社との交流会、初めでの開催

4面 <鎌倉>「まちづくり三法、どうする神奈川の商店街」組織強化」商店街学会 会長 岩澤孝雄

どうなる? 駐車禁止区域

道路交通法一部改正による、違法駐車対策の強化について

六月一日から施行された道路交通法の一部改正の要点は、放置違反金納付命令制度が新設されたこと、車両の使用者責任が追及できるようになったこと、放置車両の確認事務を民間法人が受託できるようになったこと、以上の三点である。商店街において最も注目すべき改正点は、民間の駐車監視員が放置駐車違反の確認を行うようになり、駐車違反の取締りが非常に厳しくなるといえることである。このことについて、県内のこの1ヶ月の状況や動きをまとめてみた。

法律改正による違法駐車取り締まりについて

神奈川県警のホームページなどを見ると、県内三五警察署の管轄内で放置車両確認事務の民間委託が実施されている。(具体的な地区は地図により参照することが出来る)

それぞれの署内で重点路線・重点地域・重点地域・重点地域の四箇所が指定されている。こうした指定は各警察署が今までの混雑状況や事故の起りやすさなどから総合的に判断して決めていくものであり、数値などで決まるような明確な定義分けがされているわけではない。つまり、重点と、重点の数値的な差はなく、それぞれの委託されている業者が設定している尺度・基準により、取締りの強弱が変わるといえることである。(神奈川県警察本部、交通部駐車対策課)

商店街としての対応

中区の元町SSSでは、平成十六年から地区全体で共同配送を実施している。協力している十八社の運送会社からの荷物は全て集配センターに集められ、ここからまた別の共同配送業者に載せ変え専用駐車スペースまで運び、そこから先は各商店まで台車で運搬する仕組みである。(神奈川新聞より)

同様の取組みを、吉祥寺駅前の商店街でつくる「吉祥寺活性化協議会」でも検討している。付近の駐車場を荷捌き所として開放する実験などを経て、今年の秋には運送業者が荷捌きを行う共同集配センターを設置する予定である。(読売新聞より)

県内各地の商店街の状況

(民間委託をされている地区から、アンケートや電話による聞き取りなどにより

在厚木警察署との会合をもって、駐車禁止解除区域を作ってもらおうよう交渉中。(厚木市商連)
・国道16号線などの大きな路線があるため区内全体的に、飲食店等ではお客が減少し、打撃を受けていると聞いている。(金沢区商連)
・横須賀中央付近は以前から取締りが厳しくお客もそれに慣れてきているが、今回の改正により重点・重点に指定された路線・地域に隣接しているようなところでも、お客が取締りに遭うことが多くなった。そのためお客が減ったところも多くなり、困っている商店が多いと聞く。(横須賀商連)
・茅ヶ崎駅前周辺が重点地域であるが、思ったよりも影響が少ないようだ。取締りを行っている監視員の人数が少ないように感じている。(茅ヶ崎市商連)
・商店街で運営している駐車場は、短時間利用のお客が増え回転が良くなった。(六角橋商業「協」)
・商店街で付近駐車場の駐車券をまとめ買いし、会員店舗に販売しているが、この件数が非常に増えた。商店への売上に関する影響はとくに聞いている。(天王町商店街「協」)

運送業者からの働きかけについて

こうした法律改正の混乱の中で、(社)神奈川県トラック協会より、当連合会に対し以下のように要望書をいただいた。

違法駐車対策に関する要望書

平素は地域のトラック運送事業者に対しまして、格別なるご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、改正道路交通法のうち「放置駐車の確認事務等の民間委託」を伴う駐車対策が本年六月一日に施行されることに伴い、短時間の駐車にも厳しく対処することが予想され、県内都市部の集配業務をはじめとして物流全般にも大きな影響の出ることが懸念されており、私どもといたしましても極めて憂慮しているところであります。つきましては、従来通りの物流サービスの提供を維持・継続するため、駐車禁止場所における下記の諸点につきまして皆様のご理解、ご協力をぜひとも賜りますようお願いはからい方お願い申し上げます。
1 集荷・配送トラックの駐車スペースや荷捌きスペースの確保をお願いいたします。尚、時間指定の場合には、ゆとりを持った時間設定をお願いします。
2 路上にしか駐車できない場合には、運転者はトラックから離れることが出来ないため、集荷・配送時の荷物の引渡し、受け取り作業にご協力をお願いいたします。

新駐車対策法制の概要

道路交通法の一部改正 平成18年6月1日から
1 車両所有者などを対象とした放置違反金の制度が導入されます。
2 民間の駐車監視員が放置駐車違反の確認を行います。
3 悪質・危険、迷惑な違反に重点を置き、短時間の放置駐車も取り締まります。
4 放置違反金を納付しないと車検を受けられなくなります。
[道路交通法一部改正(違法駐車対策)] 目次 <http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesf4041.htm> 神奈川県警の駐車違反取締重点地域マップも見ることが出来ます。(神奈川県警ホームページより)



「湘南! 占い横丁」として藤沢駅周辺の商店街合同で、北口側では昨年七月、南口側では十一月にイベントを行った。

藤沢市と藤沢市商連が主催した「湘南藤沢ビジネスコンテスト」で募集した商店街活性化のためのアイデアが次々に実現されている。コンテスト形式で一般から募集した商店街活性化のためのアイデアは三部門。オリジナル商品開発、商店街イベント企画、空き店舗活用案で、このうちオリジナル商品が製品化され、商店街イベントが実行された。オリジナル商品は、湘南トマトジャム「赤いパワー」四月末から藤沢市商連の加盟店で販売されている。市内在住の主婦、佐藤あき子さんが開発したもので原材料は市内の農家で作られている「湘南トマト」を使用した。まさに全てが藤沢産の商品となった。商店街イベント企画は、「湘南! 占い横丁」として藤沢駅周辺の商店街合同で、北口側では昨年七月、南口側では十一月にイベントを行った。

これは公募した占い師を二十名以上、商店街に招いて占いのブースを出し賑わいをつくるというもの。人気のある占い師には行列が出来るなどの光景が見られ、イベントは非常に好評であったため今後も機会を見つけて開催していく予定だということである。

また、歩道のトランス(電力会社のボックス型の変圧器)にイラストを描いてもらうという企画は「街角トランスアート」として遊行彩りと「湘南らしさ」をもたらしたい。

高橋生から画を応募してもらい、七十点の作品の中から優秀賞を五名、入賞五十七名が選ばれた。夏にかけて商店街には美しい絵の描かれたトランスが次々に登場し、商店街に彩りと「湘南らしさ」をもたらしたい。

今年二月に、地元の中...

藤沢市商連 「一般公募の活性化アイデア、次々に実現！」

神奈川県商店街連合会会員のための年金共済

加入時期:平成18年9月1日~10月25日(平成19年1月1日始期分)
(加入1口5千円、最高20口迄)

10年確定年金給付額等試算表(抜粋)

加入時期	掛金累計額(円)	脱退一時金(円)	基本年金月額(円)
5年	600,000	約 599,560	約 5,260
10年	1,200,000	約 1,233,560	約 10,810
15年	1,800,000	約 1,904,200	約 16,680
20年	2,400,000	約 2,613,660	約 22,900
25年	3,000,000	約 3,364,300	約 29,470

2口加入月額1万円の場合

上の表は、「神奈川県財団年金共済規程」にもとづく給付であり、積立金に付利する予定利率は1.25%(配当金は含まず)として計算した額ですが、今後、変動(増減)することがあります。したがって将来のお支払額を約束するものではありません。

お問合せは...

神奈川県中小企業振興財団
横浜市神奈川区鶴屋町2-25-2(三井生命ビル)
事務局 ☎045-312-5186



第1回 商店街活性化事業研修会

お手軽な黒板POPの描き方を、実際に描いて学ぶ

県商連は七月十四日に商店街活性化事業研修会を開催した。例年、この研修会は...

三十名ほど集まった参加者は、黒板ボードに思い思いのPOPを熱心に描き込んでいた。...

「POPの役割は、ムラムラとくるか否か」POPの役割はムラムラ、それを見てお客がムラムラとその店に入りたくなる。...

金田氏はレジメに個店の外観の写真を掲載し、それを見比べて全くPOPなどを活用していないお店と、黒板POPを活用しているお店の違いを浮き立たせて説明し、店頭POPの重要性を説いた。...

最近のお客は、中の様子が分からないお店には入りたがらない。商店街の多くのお店は、ポスターやカーテンなどで店内の様子が見えなくなっている。...

POPには具体的なメッセージを。今のお客には抽象的な言葉やキャッチフレーズは通用しない。...

- 黒板POPの書き換えが基本。黒板POPは簡単に書き換えられる。...

- 黒板POPのいいところ。①書くのが簡単。②材料コストが安く済む。...

- 黒板POPで守りたいところ。①簡潔に書く。②明快地に書く。...

「エコポイント」とは造語であり、地域住民が行う環境保全活動と商店街のポイントカード・スタンプなどを組み合わせた実験的なシステムのことである。...

この実験は、全国商店街振興組合連合会の「エコポイント導入パイロット事業」によるもので、弘明寺・大倉山両商店街以外には東京都の烏山商店街振興会が実施された。...

環境ポイントとは？ 環境ポイントは弘明寺商店街での買物にしか使えないが、他に何に活用できるか、他に何に活用できるか、他に何に活用できるか。...

環境ポイントの使い道について。環境ポイントは弘明寺商店街での買物にしか使えないが、他に何に活用できるか、他に何に活用できるか、他に何に活用できるか。...

必ず売りたいイチオシ商品のPOPづくりマニュアル 「何をどう書けばいいの？」と悩む人のためのPOPづくりマニュアルが完成。...

弘明寺商店街では、今年五月にアーケード屋上に太陽光パネルを設置したこと。...

環境ポイントの使い道について。環境ポイントは弘明寺商店街での買物にしか使えないが、他に何に活用できるか、他に何に活用できるか、他に何に活用できるか。...

古い物をお譲り下さい。高価買取致します。相談無料、お気軽にご連絡下さい。イワノ古道具店。...

東商連 推せん会社。商店街の活性化を支援します。バルティ・記念品 (株)アイエンス 0463-82-7511。...

就労を希望する高齢者に各種講習会を実施しています。管理業務、事務作業、すぐれた技能、ていねいな軽作業。...

21世紀のまち

元気なお店



靴のニューワシントン (厚木市)

大型店と商店街が比較されると、お客一人ひとりに対応した温かい接客の有無が論点になることが多い。個人商店の小回りの良さを生かし、押し過ぎて引き過ぎてもいけない。そんな良い接客のありかたを実践するお店の一つが本厚木の靴販売店「ニューワシントン」である。他店にはない品揃えと一人ひとりに合わせた接客を武器にする同店を訪ねた。

ニューワシントンは本厚木駅前繁華街の中にあるサティの中に、テナントとして入居しているお店である。昔は路面店であったが、二十五年前ほどにビルが出来ると同時に入居した。店の周囲を見ると、サティの靴売り場に隣接している上に、他の靴専門店もある。大型店の中にあり人通りが多いことは確かだが、ここが激戦区であることは間違いない。

靴と足の相性もあるので、履きやすい靴というはお客様一人ひとり違います。

靴の品揃えを強化したのが二十年前ほど。それから口コミなどで評判が広がり、市内はもちろん、相模原市や秦野市などの市外、遠く静岡県から買いに来るお客もいるという。

田さんは「実際、同じような靴が、隣の売り場より高いのはどうして? と聞かれることも多いですよ」と苦笑した。しかし素材やソール(かかと)の造り、こと、手作りであることなどを説明すると、お客は納得して靴を購入してくれるという。

大型店との共存の道を探る

賛助会員・推せん会社との交流会、初めての開催

賛助会員・推せん会社との交流会は、六月二十九日に神奈川中小企業センター・多目的ホールで行った。

これは賛助会員・推せん会社の方々に、当連合会役員との交流を深めてもらうことはもちろん、賛助会費の使い道や、県商連の取組み等々をお知らせするために企画した。県商連としては初の開催となる。

また、大型店と商店街の共存の事例として注目を集める、東京都武蔵野市の吉祥寺から、二人のまちづくり実践者を招いて講演を行った。

武蔵野市は人口十三万人、吉祥寺のまちづくりの原点は、昭和四十一年の「吉祥寺駅周辺都市計画事業計画」を作ったこと。このとき、大型店の集客力に期待して、駅から半径二百メートルから外の土地に大型店を誘致することに決めた。

こうした大型店には、まち(商店街)と共存共栄を図るため、お金だけでなく知恵と汗(人員)も出している。しつかりと吉祥寺のまちのイベントにも参加してもらっている。

個店だけの集まりではなく、まちぐるみで全体のことを考える会を作ろうと、昭和五十四年に「吉祥寺活性化協議会」を設立した。

駅前七つの商店街はまちぐるみのこと、大型店、バス会社、JR、民間企業、ホテルなど様々な九団体で会を構成した。今では大型店七店を含む五十団体ほどで活動を継続している。

具体的には交通対策や、商業環境整備に関することや、イベント事業、行政及び関係団体との連携に関することなどをこの会で進めている。

過去に実施してきたことの中では、ミニバスを走らせるコミュニティバス事業を全国初で行うなどした。最近では「吉祥寺まち案内所」というものを作り、NPO団体と協力して千人近くのガイドに、来街者の案内をしてもらっている。

大型店との「ミニケーション」

大型店・個店と区別するのではなく、平等の付き合いをするよう心がけている。人間同士の付き合いを重視し、飲み会などでコミュニケーションをとる「ミニケーション」も非常に大事である。

大型店のメンバーからは「こんな自由な会は初めて」とか「吉祥寺は面白いまちだ」と言われる。ゆるぎないまちづくりをしていくためには、彼らにもまちづくりの楽しさを知ってもらう必要がある。

Data

靴のニューワシントン

所在地: 厚木市中町1-5-10 厚木サティ1階
電話番号: 046-221-4055
創業: 昭和40年
面積: 約222坪
営業時間: 10:00~20:00
定休日: 厚木サティの規定による

交流会の冒頭では熊沢昇会長が挨拶に立ち、「まちづくり3法が改正され、以前にも増して、大型店と商店街が協力して地域を活性化に導くことが求められている」と、連携の大切さを強調した。

その後、事務局より事業内容の報告を行った後は、意見交換のあとは、吉祥寺活性化協議会の本多拓夫会長と、吉祥寺サンロード商店街(振)の木村征司理事長が、大型店と中小小売店が共存共栄をはかっている吉祥寺のまちづくりについて、事例紹介をまじえた講演を行った。

講演のあとの交流会でも和田義盛副会長より、集まっていたいただいた方々に対する御礼の言葉があり、各々は名刺交換をするなどして、交流ははかかった。

武蔵野市は人口十三万人、吉祥寺のまちづくりの原点は、昭和四十一年の「吉祥寺駅周辺都市計画事業計画」を作ったこと。このとき、大型店の集客力に期待して、駅から半径二百メートルから外の土地に大型店を誘致することに決めた。

こうした大型店には、まち(商店街)と共存共栄を図るため、お金だけでなく知恵と汗(人員)も出している。しつかりと吉祥寺のまちのイベントにも参加してもらっている。

個店だけの集まりではなく、まちぐるみで全体のことを考える会を作ろうと、昭和五十四年に「吉祥寺活性化協議会」を設立した。

駅前七つの商店街はまちぐるみのこと、大型店、バス会社、JR、民間企業、ホテルなど様々な九団体で会を構成した。今では大型店七店を含む五十団体ほどで活動を継続している。

具体的には交通対策や、商業環境整備に関することや、イベント事業、行政及び関係団体との連携に関することなどをこの会で進めている。

過去に実施してきたことの中では、ミニバスを走らせるコミュニティバス事業を全国初で行うなどした。最近では「吉祥寺まち案内所」というものを作り、NPO団体と協力して千人近くのガイドに、来街者の案内をもらっている。

大型店との「ミニケーション」

大型店・個店と区別するのではなく、平等の付き合いをするよう心がけている。人間同士の付き合いを重視し、飲み会などでコミュニケーションをとる「ミニケーション」も非常に大事である。

大型店のメンバーからは「こんな自由な会は初めて」とか「吉祥寺は面白いまちだ」と言われる。ゆるぎないまちづくりをしていくためには、彼らにもまちづくりの楽しさを知ってもらう必要がある。



平成18年4月、新保証料率がスタート!

中小企業者の経営状況に応じたきめ細かい保証料率設定で資金調達を応援します

ポイント!

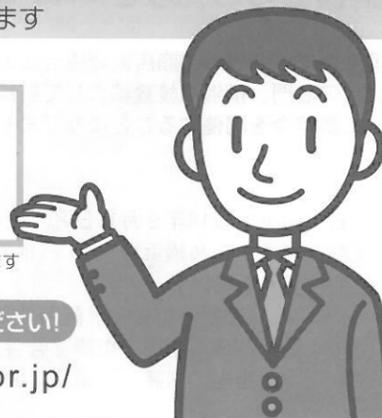
- 1 中小企業者の経営状況に応じた**年0.5~2.2%の9段階**の保証料率体系
- 2 「中小企業の会計に関する指針」に準拠して財務諸表を作成している方は**0.1%割引**

※セーフティネット保証など、新保証料率体系の対象とならない保証もございます

ICG 神奈川県信用保証協会

私たちは親身な対応を心掛けています。お気軽にご相談ください!

業務統括課 TEL: 045-681-7118 ホームページ: <http://www.cgc-kanagawa.or.jp/>



提言

まちづくり三法、 どうする神奈川の商店街 組織強化

今回(平成18年5月末)で一段落した「まちづくり三法改正」(中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法、都市計画法)は、改正都市計画法による郊外開発規制強化があり、商店街に神風が吹くといった誤解もあるようだが、決してそう単純な話でもないようだ。そこでは三法改正の背景を説明し、今回の「改正」の意味合いと「これからどうする」を考えてみたい。

中小企業政策の転換

今回話題になった「まちづくり三法」は、平成10年の「大規模小売店舗立地法以下大法」の廃止決定(廃止は平成12年)に合わせて成立したもので、わが国の中小小売業政策においては、中小小売業の事業機会を適正に確保する「調整政策」の終結宣言と、その後新たな中小小売業政策の柱と理解できた。そして平成11年4月、「中小企業基本法」(以下基本法)が全面改正されたが、これは「新たな中小企業政策を基本法として確認したもので、ここに新基本法以降の中小小売業政策の考え方が明確になっている。以下、その変化を要約してみたい。

a. 中小企業政策目的の大転換。「経済的社会的な不利の是正は削除され」「経営革新及び創業・起業」「連携・促進」が前面に。「不利の是正政策」の終結宣言である。

b. 「経営の高度化」「物的生産性の向

上から「経営革新」「創業促進」「交流・連携及び共同化の促進」。つまり「単なる生産性」よりは「知恵・工夫の尊重」への転換である。

中心市街地活性化法の限界

旧中心市街地活性化法が平成10年に成立し、平成15年までに「中心市街地活性化基本計画」(以下基本計画)が593都市で策定された。そして総務省が、基本計画策定後3年以上経過している138市町を抽出して、その成果を評価した(「中心市街地の活性化に関する行政評価・監査」平成16年5月参照)結果を以下に要約してみた。

a. 基本統計で見ると、「人口」が69%の市町で減少、「138市町の69%」で人口が減少、「以下同じ」。「商店数」が減少。「商品販売額」で94%が減少。

b. 街全体における中心地の比重として、「人口」が72%が低下、「商店数」で86%が低下、「商品販売額」で88%が低下。

商店街の課題 — 新三法への対応 —

中小企業基本法(新)における経営革新・創業促進・交流連携推進に関しては「中小企業新事業活動促進法(平成17年4月施行)」が成立している(詳細は筆者ブログ「商店街再生を考える」第399・400回参照)。したがって法第18条「商業の集積の活性化」に関する法律が、特定商業集積法の廃止と共に、果たしてどんな内容になるのかが当面の関心ではなからうか。

おり、上記の「実証」が反映されているのである。

コンバクトシティ論 (少子高齢・人口減少社会における都市観)

昨年の人口統計で人口実質減が明らかになった。加えて高齢化もあり、にわか注目されてきた「コンバクトシティ論」だ。高度成長期に崩壊した「コミュニティ」や、地産地消を中心とした新たな地域分業体制、そして高齢者にも暮らしやすい「徒歩生活圏構想」さらには環境維持も踏まえた資源循環型経済社会へとといった多重の「再構築」問題が、今回の都市計画法改正の起点になっていることは明らかであり、そこで「コンバクトシティ」における「商店街」の役割は、改めて問われることになった(この問題は指摘に止めた)。

筆者が危惧するのは、これまでの延長線上にある発想だけでは、商店街の再生は困難ではなからうか。特に筆者が考えるのは商店街組織の「人材・財政基盤」の強化である。

これまでも「コミュニティマーケット構想」「街づくり会社」「リテールサポートセンター」「TMO」(今改正で廃止)などの商店街運営組織が計画・設立された(今改正では「中心市街地活性化協議会」)が、その意図に相応しい実績を出せなかったのは「財政」「人材」基盤の脆弱性だった。ではこれからの商店街再生に不可欠な商店街組織の「財政」「人材」基盤の強化を図るには何が必要か、これが一番の問題だろう。筆者は補助金に依存しない「財政基盤」の強化、地域住民を巻き込んだ新しい「地域再生体制」の再構築、地域住民が投資したくなる「新しい商店街ビジネスモデルの創造」といった商店街組織のミッションを明示し、それを実現可能とする「財政」「人材」基盤の強化を、官民一体でどう実現すべきかが課題だと考える。しかし残念ながら、過去に失敗の教訓になってしまった事例が多く、今回の三法改正でも、この視点は曖昧なままである。それだけに「法整備」ができて、「商店街再生」には至らないかもといった危惧が拭えないのである。だから、では「どうするか」、早急に検討すべきではなからうか。

和田副会長、県民功 労者表彰を受章

このたび、当連合会の和田義盛副会長が、長年にわたる商業の活性化と地域経済の発展に優れた成果をあげた功績により、県民功労者表彰を受賞いたしました。神奈川県並びに関係機関の方々の協力に厚く御礼申し上げます。

事務局からの お知らせ

県商連推せん会社に、また一社加わりました
(株)エフ・ケイ・シー

が、新たに県商連推せん会社に認定されました。同社は、旗や幕、のぼり、その他の装飾品等を取り扱う会社で、本社は横浜市港南区にあります。デザイン性のある豊富なアイテムを取り揃えておりますので、店頭の前や幕、のぼりなどをお求めの際は、お気軽に同社にお問い合わせください。

これでもあなたも商店街イベントプロデューサー イベント企画シート、完成

神奈川県商店街支援会議(神奈川県と商業関連六団体)で構成された、商店街イベントを企画する際に計画を立てるのに役立つ「イベント企画シート」を、パンフレット「イベント企画シート」をハッセル株式会社小嶋寛氏の協力により作成した。これは昨年の「商店街リーダー養成研修」での商店街イベントの視察や交流会の結果を踏まえ、内容を検討し制作した。

パンフレットは4ページからなり、商店街イベントを「地域への還元」を目的とする「コミュニティ型イ

今からでも遅くない!



昨年11月以降に
日産の新車を
購入された方へ

只今、県商連は日産自動車と提携し、優待サービスを実施中です。同社製の車両を昨年11月以降に購入された方で、まだ県商連にご連絡いただいていない方はいらっしゃいませんか? ご購入者にはもちろん、商品券1万円をプレゼント! 商店の従業員の方や、ご家族の方でも大丈夫です。所属商店街には、別途販売手数料をお支払いたします! 今からでも遅くありません。ぜひ県商連までご連絡を。(もちろんこれから購入を予定されている方もOKです)

お問い合わせは、県商連事務局まで

Tel.045-633-5184

皆さんで協力ありがとうございます。

日産自動車販売仲介、各地区の販売実績

日産自動車の販売につきまして、ご協力ありがとうございます。販売仲介手数料は、購入されたご本人が所属されている商店街、市区町商連、県商連に、1件につきそれぞれ3,000円が日産自動車から支払われます。

こうした手数料は、当会はもちろんのこと、各商連・各商店街の活動費や運営費などとしてご活用いただいております。

日産自動車、各地区ごとの実績

各地区	販売台数
横浜地区	18
川崎地区	0
横須賀・三浦半島地区	3
湘南地区	8
県央地区	4
計	33

(2005年11月~2006年7月)



これまでの延長線上にある発想だけでは、
商店街の再生は困難ではなからうか。



商店街学会
会長 岩澤 孝雄

横浜高校野球部監督、渡辺元智氏 講演会のお知らせ(県商連・横浜市商連 連携事業)

当連合会では(社)横浜市商店街総連合会と連携して、全国高校野球大会の名門、横浜高校教諭にして野球部監督の渡辺元智氏を招いた講演会を開催することになりました。みなさんぜひご参加ください。

- ①日 時 ●平成18年9月11日(月) 午後15時30分~
- ②会 場 ●ホテル横浜ガーデン(横浜市中区山下町254)
- ③会 費 ●6,000円
(懇親会費含む。講演のみの場合は2,000円)
- ④申 込 ●(社)横浜市商店街総連合会
担当:加藤 電話:045-662-0874